

第70回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時

開催場所

東京都昭島市松原町3丁目3番7号
株式会社タチエス 本社3階講堂

決議事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

<株主提案（第4号議案から第8号議案まで）>

- 第4号議案 株主資本コストの開示に係る定款変更の件
- 第5号議案 自己株式の消却に係る定款変更の件
- 第6号議案 自己株式の消却の件
- 第7号議案 株主との対話に係る定款変更の件
- 第8号議案 政策保有株式に係る定款変更の件

<新型コロナウイルス感染症の対策について>

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、総会当日のご来場はお控えいただき、書面又はインターネット等により議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。

目次

- ▶ 第70回定時株主総会招集ご通知 … 1
- ▶ 株主総会参考書類 …… 6

【添付書類】

- ▶ 事業報告 …… 28
- ▶ 連結計算書類 …… 47
- ▶ 計算書類 …… 49
- ▶ 監査報告 …… 51

書面・インターネット等による 議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）午後5時まで

株式会社タチエス

証券コード：7239



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/7239/>



Provided by TAKARA Printing

株 主 各 位

東京都昭島市松原町3丁目3番7号

株式会社タチエス

代表取締役社長 山本 雄一郎

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、書面又は電磁的方法（インターネット等）により、議決権を行使することができます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、3頁～4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都昭島市松原町3丁目3番7号
株式会社タチエス 本社3階講堂
3. 目的事項
報告事項
 1. 第70期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第70期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

<株主提案（第4号議案から第8号議案まで）>

第4号議案 株主資本コストの開示に係る定款変更の件

第5号議案 自己株式の消却に係る定款変更の件

第6号議案 自己株式の消却の件

第7号議案 株主との対話に係る定款変更の件

第8号議案 政策保有株式に係る定款変更の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 当日ご欠席の際は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として本株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

- (1) 本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト*に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付していません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」及び「会社の支配に関する基本方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」なお、添付書類に記載された事業報告は、監査役が監査した書類の一部であり、また連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が監査した書類の一部です。
- (2) 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト*に掲載させていただきます。

※当社ウェブサイト : <https://www.tachi-s.co.jp/>

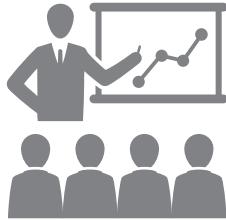
6. その他

- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後にインターネット上の当社ウェブサイト*に掲載させていただきます。
- (3) 当日ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりません。株主の皆様にはご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (4) 書面による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い新型コロナウイルス感染リスクが生じます。事前に議決権を行使していただく際は、できるだけインターネット等により行使くださいますようお願い申し上げます。

以 上

議決権行使についてのご案内

当日株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2022年
6月24日(金曜日)
午前10時

当日株主総会にご欠席の場合

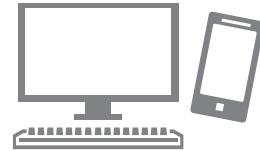


書面(議決権行使書)による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2022年
6月23日(木曜日)
午後5時到着分まで



インターネットによる議決権行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にて行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2022年
6月23日(木曜日)
午後5時入力分まで

議決権行使のお取扱いについて

- インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。
- インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いします。

パスワードのお取扱い

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。印鑑や暗証番号と同様に大切に保管願います。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

議決権行使ウェブサイトのご利用について

- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

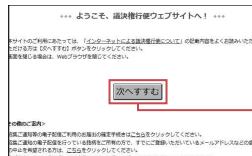
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

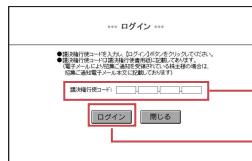
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

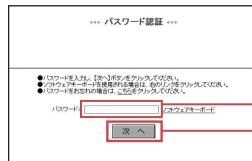
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコン・スマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

■ 機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社は、コミュニケーションの活性化と経営の効率化を図り、中期経営計画の目標達成に向けた諸活動を一体となって推進していくため、東京都昭島市の「本社」と、東京都青梅市の「技術・モノづくりセンター」に分散していた機能を「技術・モノづくりセンター」に集約することとしました。また、上記集約に伴い登記上の本店所在地を現在の昭島市から青梅市に移転することとし、現行定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。なお、この変更につきましては、2023年3月31日までに開催される当社取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、附則にその旨の規定を設けるものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。 (下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都昭島市に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都青梅市に置く。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 第3条（本店の所在地）の変更は、2023年3月31日までに開催される当社取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は第3条の定款変更の効力発生をもって、これを削除する。</p> <p>第2条 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>②前項の規定に関わらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>③本条は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当	取締役会 出席回数
1	再任 なか やま た ろう 中 山 太 郎	代表取締役会長	14/14回 (100%)
2	再任 やま もと ゆういちろう 山 本 雄一郎	代表取締役社長兼最高経営責任者兼 最高執行責任者 グローバル本社担当、品質統括部門長	14/14回 (100%)
3	再任 さい どう きよし 齊 藤 潔	取締役相談役	14/14回 (100%)
4	再任 こ まつ あつ し 小 松 篤 司	取締役兼執行役員、経営統括部門長 コンプライアンス担当	14/14回 (100%)
5	新任 い どう たか お 伊 藤 孝 男	執行役員、モノづくり部門長	-/-回 (-%)
6	新任 こう まつ しげ お 幸 松 栄 夫	執行役員、ビジネス部門長	-/-回 (-%)
7	再任 きの した とし お 木 下 俊 男 社外 独立役員	社外取締役	14/14回 (100%)
8	再任 み はら ひで たか 三 原 秀 哲 社外	社外取締役	14/14回 (100%)
9	再任 なが お よし あき 永 尾 慶 昭 社外 独立役員	社外取締役	14/14回 (100%)

候補者番号 1 ^{なか} **中** ^{やま} **山** ^た **太** ^{ろう} **郎** (1955年9月18日生)

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 日産自動車株式会社入社
2010年4月 同社グローバルマルチソーシング&エクスポートマネジメント部長
2011年4月 当社入社、顧問
2011年6月 当社取締役兼副社長執行役員、ビジネス本部統括、海外部門長
2014年4月 当社取締役兼最高執行責任者
2014年6月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者
2017年4月 当社グローバル本社担当
2017年6月 当社最高経営責任者
2019年6月 当社代表取締役会長（現任）

■所有する当社の株式数
13,200株

■取締役会出席回数
14回/14回（100%）

取締役候補者とした理由

中山太郎氏は、長年にわたる海外事業を通じて培った広範な経験と高い見識を有し、グローバル事業経営全般を牽引してきました。また、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしており、当社グループの持続的な企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号 2 ^{やま} **山** ^{もと} **本** ^{ゆういちろう} **雄一郎** (1968年7月30日生)

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年4月 当社入社
2006年8月 TACLE Seating U.S.A., LLC
(現 TACHI-S Automotive Seating U.S.A., LLC) 出向 社長
2011年4月 当社執行役員、海外副部門長
2012年4月 当社日産ビジネス・海外事業管理担当
2014年4月 当社中国事業担当、泰極愛思（広州）投資有限公司（現 泰極愛思（中国）投資有限公司）出向 総経理
2015年4月 当社常務執行役員
2017年4月 当社副社長執行役員、日本事業本社社長
2017年6月 当社取締役兼副社長執行役員
2019年4月 当社取締役兼最高執行責任者、グローバル本社担当（現任）
2019年6月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者（現任）
2020年4月 当社品質統括部門長（現任）
2022年4月 当社最高経営責任者（現任）

■所有する当社の株式数
102,300株

■取締役会出席回数
14回/14回（100%）

取締役候補者とした理由

山本雄一郎氏は、営業・海外部門での豊富な知識と北米・中国での海外現地法人経営者としての長年の経験と実績を有しており、最高執行責任者として強力なリーダーシップを発揮しております。また、2022年4月からは最高経営責任者として当社グループの一層のグローバル化推進と持続的な企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号 3 ^{さい} 齊 ^{とう} 藤 ^{きよし} 潔 (1947年1月25日生) 再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年3月 当社入社
 1982年6月 当社取締役
 1993年6月 当社常務取締役、生産本部長
 1996年6月 当社代表取締役社長
 2001年6月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者
 2005年6月 当社代表取締役会長兼最高経営責任者
 2014年4月 当社代表取締役会長
 2014年6月 当社代表取締役相談役
 2016年6月 当社取締役相談役（現任）

■所有する当社の株式数
602,428株

■取締役会出席回数
14回／14回（100%）

取締役候補者とした理由

齊藤潔氏は、長年にわたる当社の経営者としての豊富な経験に基づき、当社グループの経営全般に関する広範な知識を有し適正に業務を執行しており、当社グループの持続的な企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 4 ^こ 小 ^{まつ} 松 ^{あつ} 篤 ^し 司 (1963年8月2日生) 再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 日産自動車株式会社入社
 2003年4月 同社中国事業室主管
 2003年7月 東風汽車有限公司出向 財務・IT副総裁
 2009年4月 日産自動車株式会社 関係会社管理部長
 2010年4月 同社経理部担当部長
 2014年4月 同社国内ネットワーク戦略部長
 2017年4月 当社入社、顧問
 2017年7月 当社執行役員、経営統括部門長補佐
 2019年4月 当社専務役員、経営統括部門長（現任）
 2019年6月 当社取締役兼専務役員
 2020年4月 当社取締役兼執行役員（現任）、コンプライアンス担当（現任）

■所有する当社の株式数
7,800株

■取締役会出席回数
14回／14回（100%）

取締役候補者とした理由

小松篤司氏は、財務、経営管理分野における高い専門性と海外事業を通じた広範な見識を有しており、経営統括部門の責任者として当社グループの持続的な企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 5 ^い伊 ^{とう}藤 ^{たか}孝 ^お男 (1965年6月4日生)

新任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社
2010年4月 当社武蔵工場長
2012年4月 当社生産企画部長
2014年4月 広州泰李汽車座椅有限公司出向 総経理
2017年4月 当社執行役員、中国事業本社 中国生産担当
2019年4月 当社専務役員、日本事業本社社長
2020年4月 当社執行役員 (現任)、モノづくり副部門長
2022年4月 当社モノづくり部門長 (現任)

■所有する当社の株式数

3,900株

■取締役会出席回数

一回／一回 (一%)

取締役候補者とした理由

伊藤孝男氏は、長年のモノづくり部門における豊富な経験と中国子会社における責任者として、事業会社の運営はもとより、中国地域の事業運営の実績を有しており、今後の当社グループにおけるグローバルなモノづくり体制を強化していくため、必要な人材と判断し、新たに取締役候補者いたしました。

候補者番号 6 ^{こう}幸 ^{まつ}松 ^{しげ}栄 ^お夫 (1962年9月18日生)

新任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 日産自動車株式会社入社
2010年4月 同社インフィニティ事業本部主管
2012年4月 日産環球股份有限公司出向 グローバルセールス部主管
2013年9月 日産自動車株式会社 企画人事部主管
2014年1月 当社入社、ビジネス総括部ジェネラルマネージャー
2014年4月 当社事業総括部ジェネラルマネージャー
2014年8月 Industria de Asiento Superior, S.A. de C.V.出向 ジェネラルマネージャー
2017年4月 同社VP (上級部長)
2018年4月 当社執行役員 (現任)、第一事業グループ長
2022年4月 当社ビジネス部門長 (現任)

■所有する当社の株式数

3,800株

■取締役会出席回数

一回／一回 (一%)

取締役候補者とした理由

幸松栄夫氏は、長年の営業・マーケティングにおける豊富な経験とメキシコ子会社における経営者の実績を有しており、当社グループの一層の成長と発展を支えるために必要な人材と判断し、新たに取締役候補者いたしました。

候補者番号 7 ^{きの}木 ^{した}下 ^{とし}俊 ^お男 (1949年4月12日生) 再任 社外 独立役員



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1980年1月 クーパースアンドライブランドジャパン
(現 PwCあらた有限責任監査法人) 入所
- 1983年7月 公認会計士登録
- 1985年2月 米国クーパースアンドライブランド(現 プライスウォーターハウ
スクーパーズ) ニューヨーク事務所監査マネージャー
- 1985年11月 同デトロイト事務所中西部地区日系企業統括パートナー
- 1995年6月 同ニューヨーク本部事務所全米日系企業統括パートナー
- 1998年7月 米国プライスウォーターハウスクーパーズニューヨーク事務所北米
日系企業統括パートナー
- 2005年7月 中央青山監査法人(みずず監査法人へ改称)
東京事務所国際担当理事
- 2015年6月 当社社外取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

- グローバルプロフェッショナルパートナーズ株式会社 代表取締役社長
- 株式会社海外需要開拓支援機構 社外監査役
- パナソニック ホールディングス株式会社 社外監査役
- 株式会社ADKホールディングス 社外取締役 監査等委員会委員長
- デンカ株式会社 社外取締役 監査等委員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

木下俊男氏は、公認会計士として高い見識と長年にわたる海外での業務監査における豊富な経験を有していることから引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏には、客観的かつグローバルな視点で取締役会における適正な意思決定に貢献していただくことを期待しております。なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。

■所有する当社の株式数

0株

■取締役会出席回数

14回/14回 (100%)

候補者番号 8 ^み ^{はら} ^{ひで} ^{たか}
三原秀哲 (1958年7月8日生)

再任 社外



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 第一東京弁護士会登録、外立法律事務所勤務
1987年10月 ブレークモア法律事務所勤務
(常松・築瀬・関根法律事務所へ改称)
1990年7月 Nomura International plc (英国) 出向
1991年4月 スローター・アンド・メイ法律事務所 (英国) 出向
1993年1月 常松・築瀬・関根法律事務所 パートナー
2000年1月 長島・大野・常松法律事務所 パートナー (現任)
2010年4月 法務省法制審議会 (会社法制部会) 幹事
2017年9月 国土交通省・国土審議会土地政策分科会特別部会
(所有者不明土地問題検討) 専門委員
2018年6月 当社社外取締役 (現任)
2020年9月 東京大学博士 (法学)
2021年4月 第一東京弁護士会 会長
日本弁護士連合会 副会長

■所有する当社の株式数

0株

■取締役会出席回数

14回/14回 (100%)

(重要な兼職の状況)

長島・大野・常松法律事務所 パートナー

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三原秀哲氏は、社外取締役となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務等の専門的な知識・経験等を有しており、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏には、当社グループのコーポレートガバナンスの機能強化等に貢献していただくことを期待しております。なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

候補者番号 9

なが お よし あき
永 尾 慶 昭

(1953年2月1日生)

再任 社外 独立役員



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月 株式会社共立入社（現 株式会社やまびこ）
 2006年2月 同社執行役員兼エコー・インコーポレイテッド代表取締役社長
 2008年2月 同社取締役、執行役員兼エコー・インコーポレイテッド代表取締役社長
 2008年12月 同社代表取締役社長、執行役員
 株式会社やまびこ執行役員
 2009年10月 株式会社やまびこ取締役兼執行役員産業機械本部長
 2011年6月 同社代表取締役社長兼執行役員
 2012年6月 同社代表取締役社長執行役員
 2020年6月 当社社外取締役（現任）
 2021年1月 株式会社やまびこ代表取締役会長執行役員
 2021年3月 同社代表取締役会長
 2022年3月 同社相談役（現任）

■所有する当社の株式数

3,000株

■取締役会出席回数

14回／14回（100%）

（重要な兼職の状況）

株式会社やまびこ 相談役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

永尾慶昭氏は、長年、国内外における企業の経営に携り、経営者として豊富な経験と幅広い知識を有していることから引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏には、幅広い経営的視点から取締役会における適正な意思決定に貢献していただくことを期待しております。なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 木下俊男氏、三原秀哲氏、永尾慶昭氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は木下俊男氏及び永尾慶昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は引き続き独立役員となる予定であります。なお、三原秀哲氏については、東京証券取引所の独立性判断基準に照らして独立性を有しており、独立役員の資格を満たしておりますが、同氏が所属する法律事務所の方針により、当社は同氏を独立役員として指定する予定はありません。
 4. 当社は、木下俊男氏、三原秀哲氏、永尾慶昭氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、同責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
 5. 現在、当社には女性の取締役がおりませんが、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性が活躍できる職場環境の整備を行っており、将来、女性の取締役を選任できるよう活動しております。詳細は、事業報告「4. 当社の役員に関する事項」をご覧ください。
 6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることよって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2022年7月に同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役松井尚純氏は任期満了となりますので監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

まつ い なお ずみ
松 井 尚 純

(1960年10月25日生)

再任



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1985年4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行
2009年10月 同行監査部上席考査役
2012年7月 当社入社
2013年1月 公認会計士登録
2013年4月 当社関係会社管理部長
2014年4月 当社事業総括部長
2015年4月 当社財務部長
2016年4月 TACHI-S Engineering U.S.A., Inc. 出向 ジェネラルマネージャー
2018年4月 当社経営統括部門ジェネラルマネージャー
2018年6月 当社監査役（現任）

■所有する当社の株式数
3,400株

■取締役会出席回数
14回／14回（100%）

■監査役会出席回数
11回／11回（100%）

監査役候補者とした理由

松井尚純氏は、公認会計士として財務会計等に関する豊富な専門知識を有しており、金融機関及び海外現地法人における豊富な経験を当社の監査に活かしていただくため、引き続き監査役候補者いたしました。なお、当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2022年7月に同内容での更新を予定しております。

【ご参考】第2・3号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

当社取締役会は、経営の意思決定・監督の役割を果たすため、取締役会全体として、会社の各機能のカバーも含めて、多様な知見と経験がバランスされるよう考慮しております。具体的には、2021年に策定した中期経営計画「Transformative Value Evolution(TVE)」を実現し、企業価値を持続的に高めていくために当社取締役会が必要と考えるスキルと現在の保有状況は以下のとおりであり、当社取締役会メンバーは上記目的を実現していくうえで必要な資質を有した布陣であると考えております。

氏名	地位	経営全般・マネジメント		中長期戦略							
		企業経営・経営戦略	法務・ガバナンス	事業戦略			財務・資本戦略 財務・会計	経営基盤			
				営業・マーケティング	開発・生産	グローバル		人材開発	環境	DX	
中山 太郎	取締役会長	●		●		●			●	●	
山本 雄一郎	代表取締役社長	●	●	●	●	●			●		
小松 篤司	代表取締役	●	●	●		●	●	●	●		●
齊藤 潔	取締役	●		●	●	●	●	●	●	●	
伊藤 孝男	取締役				●	●				●	●
幸松 栄夫	取締役			●		●				●	
木下 俊男	社外取締役	●	●			●	●				
三原 秀哲	社外取締役	●	●	●	●	●	●	●	●		
永尾 慶昭	社外取締役	●			●	●			●	●	
松井 尚純	監査役	●	●			●	●				
木村 正人	監査役	●	●	●	●	●				●	
松尾 慎祐	社外監査役		●				●				
小澤 伸光	社外監査役		●				●			●	

<ご参考> 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員の独立性を確保するため、以下の基準を定めています。

1. 本人が、当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」といいます。）の業務執行者^{*1}又はその出身者でないこと。
2. 過去5年間に於いて、本人の近親者等^{*2}が当社グループの業務執行者^{*1}でないこと。
3. 本人が、現在又は過去5年間に於いて、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ① 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者^{*1}
 - ② 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者^{*1}
 - ③ 当社グループを主要な取引先とする者^{*3}又はその業務執行者^{*1}
 - ④ 当社グループの主要な取引先^{*4}の業務執行者^{*1}
 - ⑤ 当社グループの主要な借入先^{*5}の業務執行者^{*1}
 - ⑥ 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
 - ⑦ 当社グループから役員報酬以外に年間1千万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
 - ⑧ 当社グループから年間1千万円を超える寄付又は助成を受けている者（法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
 - ⑨ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社の業務執行者^{*1}
4. 本人の近親者等が、現在、上記3の①から⑨のいずれかに該当（ただし、重要な者^{*6}に限る）しないこと。

- (注) ※1 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準ずる者及び使用人等の業務を執行する者をいう。
- ※2 近親者等とは、配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族をいう。
- ※3 当社グループを主要な取引先とする者とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを、当社グループから受けた者をいう。
- ※4 当社グループの主要な取引先とは、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを行っている者をいう。
- ※5 当社グループの主要な借入先とは、当社の直近事業年度末における連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している者をいう。
- ※6 重要な者とは、取締役、監査役、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

以上

<株主提案（第4号議案から第8号議案まで）>

第4号議案から第8号議案は、株主様2名（以下、「提案株主様」といいます。）からのご提案によるものであります。

なお、提案株主様から通知された提案の内容及び理由については、各議案毎に整理し、そのまま記載しております。

第4号議案 株主資本コストの開示に係る定款変更の件

1. 提案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第7章 株主資本コストの開示

（株主資本コストの開示）

第37条 当社は、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において、当該報告書提出日から遡る1か月以内において当社が把握する株主資本コストを、その算定根拠とともに開示するものとする。

2. 提案の理由

当社はROE及びROICの数値目標を現行の中期経営計画において開示している。しかし、ROEは8%を必達目標、10%を目標とするのみであり、当社の認識する株主資本コストは明らかではない。

また、ROICは当社における業績目標として不適切である。すなわち、当社は、ROICの分子である調整後営業利益を、税引後営業利益と持分法投資損益を合算して算出しており、調整後営業利益には非支配株主持分に帰属する利益が含まれている。他方で、分母である投下資本は、有利子負債と自己資本を合算して算出しており、投下資本に非支配株主持分は含まれていない。結果として、当社は合併会社のROICを過剰に高く評価している。

当社は、中期経営計画において「資本コストを意識した経営」を掲げており、これは、株主資本コスト以上のROEを実現する経営を意味するといふべきであるから、その基準となる株主資本コストは当然開示されるべきである。

◆取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

◆反対の理由

コーポレートガバナンス・コードの原則5-2は、「経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。」とするものであり、コーポレート・ガバナンス報告書における株主資本コスト及びその算定根拠の開示を求めているものではありません。当社といたしましては、コーポレートガバナンス・コードの原則5-2に従い、自社の資本コストを的確に把握したうえで経営戦略や経営計画の策定・公表を実施しているところであります。コーポレートガバナンス・コードとの関係においては、株主資本コストの数値の開示自体が重要なのではなく、株主資本コストの把握を通じた経営戦略や経営計画の策定が重要である旨、当社として認識しております。

当社は現在、2021年5月27日付け「中期経営計画策定に関するお知らせ」(URL：https://www.tachi-s.co.jp/dcms_media/other/20210527_tachi-s.pdf)にて公表いたしましたとおり、当社の持続的成長のために、事業活動を通じて新たな価値を提供し、真の独立系企業として生き残っていくため、2021年度から2024年度の中期経営計画『Transformative Value Evolution (TVE)』(以下「本中期経営計画」といいます。)を策定し鋭意遂行中であります。本中期経営計画においては、財務・資本戦略として、2021年度から2024年度を「資本コストを意識した経営」を導入する期間として位置づけ、グループ内での浸透を図り、また、ROE達成のための重要経営指標としてROICを活用することを掲げ、戦略目標として、「24年度ROE必達8%/目標10%」「24年度ROIC8%以上」を設定しております。なお、2021年3月期に係る決算説明資料(URL：https://www.tachi-s.co.jp/dcms_media/other/IR202103.pdf)に記載のとおり、当社は必要に応じ、OEM毎/地域毎に最適なパートナーと業務提携により合弁会社を設立し、お互いの強みを活かし、生産拠点の協業や受注活動を行いながらグローバルで事業を展開するというパートナー戦略を実施しておりますが、このようなパートナー戦略においては、当社が各地域の合弁会社の持続的発展のために投下するノウハウや人財を含めた有形・無形の資本は、必ずしも当社の連結子会社とは限らない合弁会社等の持分法適用会社の経営にも活用されます。当社が投下した資本を活用して、いかにグループ利益を上げていくかということを測るROICの算定式として、当社では、分母は自己資本及び有利子負債、分子は、当社が連結損益として責任を持つ範囲である、税引後営業損益及び持分法投資損益とすることが適切であると考えており、グループ一体となってROICの向上、ひいては企業価値の向上に向け取り組んでおります。

このように、当社といたしましては、本中期経営計画の策定に当たっては、ROEとROICそれぞれの意味合いを踏まえ、いずれか一方を重視し又は軽視するということではなく、当社の現況や事業環境等を踏まえ、当社にとって適切と考えられる経営指標としてROE及びROICを掲げているものであり、コーポレートガバナンス・コードに従って、株主資本コストを含めた資本コストの把握を通じ、事業戦略、財務・資本戦略の基本的な方針を示したうえで、経営戦略や経営計画を策定しております。これらに加えて、株主資本コストを含む資本コストの開示については、様々な考え方を持たれる株主様や投資家との対話の内容なども参考にしつつ、その公表の要否、妥当性、時期や方法などを含め、取締役会において慎重に検討したうえで決定すべき事項であると考えており、したがって、本提案の内容は、会社の根本規範である定款に記載するにはなじまないと考えております。

よって、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

第5号議案 自己株式の消却に係る定款変更の件

1. 提案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第9章 自己株式の消却

(自己株式の消却)

第39条 当社は、会社法309条1項に定める株主総会の普通決議をもって、自己株式の消却（消却する自己株式の種類及び種類ごとの数の決定を含む。）を行うことができる。

2. 提案の理由

当社は2021年12月末現在約102万株もの自己株式を保有しており、これは発行済株式総数の2.9%に相当する。当社のM&A取引等の際にその対価として自己株式を使用することを想定している可能性はあるものの、当社の財務状況を考慮すれば、自己株式ではなく有利子負債を活用することが株主価値の向上につながると考えられる。

また、当社が自己株式を大量に保有し続けているこの状況は、株主にとっては、いつでも当社株式の希薄化が行われ得るということを意味している。

以上からすると、自己株式消却は、当社の株主価値の向上に資するものと考えられるが、それにもかかわらず、当社取締役会は、これまで自己株式消却の決定を行ってこなかったことから、自己株式消却を株主総会の決議により行えるよう定款変更を行うことを提案する。

◆取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

◆反対の理由

当社は、当社が保有する自己株式の消却を含む資本政策については、その時々を経営環境を踏まえて、柔軟かつ機動的に検討及び実施することが適切であり、かつ、そのように対応することが当社の企業価値に資するものと考えております。

また、本提案においては、当社が2021年12月末現在、約102万株の自己株式を保有している旨の言及がありますが、当該自己株式には日本カストディ銀行が保有する当社株式の数（約39万株）が含まれています。この日本カストディ銀行保有の株式は、当社が、自己株式の活用の一環として、当社取締役及び従業員向けに導入している業績連動型株式報酬制度に基づき、対象となる役職員に交付するために、2018年8月と2021年12月に合計425,900株（※1）の自己株式を処分したものであり、使用目的が定められております。したがって、厳密には、当社が2022年3月末現在保有する自己株式は629,684株であるところ、これは当社の発行済み株式35,242,846株の1.79%に相当する株式数であり、過大な水準であるとはいえないものと考えております（※2）。

今後も、当社自己株式につきましては、当該業績連動型株式報酬制度を継続してコーポレートガバナンスを意識した報酬体系を強化していくことや、M&Aでの利用を含めた多角的な活用方法を継続的に検討してまいります。

（※1）当社が日本カストディ銀行に対して処分した自己株式425,900株のうち、2022年5月までに35,202株の引出しがあったため、現時点で日本カストディ銀行が保有する自己株式は390,698株となっております。

（※2）東京証券取引所ほかの調査（2021年7月7日付け「2020年度株式分布状況調査の調査結果について」）によれば、2021年3月31日時点の東京、名古屋、福岡及び札幌の各証券取引所における内国上場会社3,823社が保有する自己株式の比率は4.13%です。

以上のとおり、当社の自己株式保有は合理的な必要性に基づいた相当な態様によるものであると考えており、加えて、本提案が定款の規定とすることを求める内容は、会社の根本規範である定款に記載するにはなじまないと考えております。

よって、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

第6号議案 自己株式の消却の件

1. 提案の内容

議案2が承認可決されることを条件として、当社が保有する自己株式の全てを消却する。

2. 提案の理由

議案2の理由のとおり、自己株式消却は当社の株主価値の向上に資するものであるため、議案2の提案にかかる定款変更が可決された場合に、当社の保有する自己株式すべてを消却することを提案するものである。

(会社注)「議案2」は第5号議案を指しております。

◆取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

◆反対の理由

当社取締役会は、前記「第5号議案 自己株式の消却に係る定款変更の件」に記載の反対理由により、本株主提案についても反対いたします。

第7号議案 株主との対話に係る定款変更の件

1. 提案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第10章 株主との対話

(株主との対話)

第40条 総株主の議決権の百分の一以上の議決権を保有する株主から当会社に対し、当該株主が面談対象として指名する取締役との面談の要請がなされた場合は、三十日以内に、当該取締役が当該面談に応じるものとする。

2. 提案の理由

取締役会において株主価値向上の議論を主導していただくべく、提案株主が当社の3名の社外取締役との面談を当社に申し入れたところ、スポークスマン制度を採用しているとの理由で、いずれの取締役との面談も拒否された。

このような面談拒否は、「株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえたうえで、合理的な範囲で、経営陣幹部、社外取締役を含む取締役または監査役が面談に臨むことを基本とすべきである」と定めたコーポレートガバナンス・コード（以下「CGC」という。）補充原則5-1-1に相反するものであり、また、機関投資家としての提案株主が果たそうとするスチュワードシップ責任を阻害するものでもある。

そこで、一定以上の議決権を保有する株主から要望があった際には、指名を受けた取締役が当該株主と面談することを義務付けることを提案する。

◆取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

◆反対の理由

当社では、建設的な対話を通じて、株主様に当社の事業や環境、経営方針についてご理解を深めていただくと同時に、その貴重なご意見等を当社の事業活動の発展、展開に役立ててまいりたいと考えております。

このような観点から、当社では、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」(URL：https://www.tachi-s.co.jp/dcms_media/other/governance.pdf) において開示しておりますとおり、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点を踏まえ、株主の皆様との建設的な対話を促進するために、その対話を統括する役員として経営統括部門を担当する役員を指定しています。そのうえで、株主様との個別面談につきましては、IR担当の役員及びIR担当部署の担当者にて対応をさせていただき、個別面談の際に株主様から頂戴したご意見等は、経営幹部及び社外取締役に適宜報告する体制を整えており、本提案を行った株主様との間でも、以上の方針に基づいた個別面談を実施してきたところであり、当社は、今後も、ディスクロージャーポリシーの内容を再検証しつつ、一方で、株主様から単独又は複数の役員との個別面談の要請がなされた場合、当該要請の背景等の内容及び当社の状況を踏まえ、個別面談の対応を行う役員を含め当社としての対応を検討・判断し、株主様と合理的な範囲で個別面談を実施していくほか、代表取締役による決算報告会を実施し、株主様との建設的な対話の機会を設け、これを促進し、株主の皆様のご意見をお聞きしつつ当社の経営方針等についてもご理解をいただくよう努めてまいり所存です。他方、本提案のように「一定以上の議決権を保有する株主」について明確かつ合理的な閾値を設け、当該株主からの面談要請に特別な対応を図ることは困難であり、当社取締役会は、本提案が定款の規定とすることを求める内容は、会社の根本規範である定款に記載するにはなじまないものと考えております。

よって、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

第8号議案 政策保有株式に係る定款変更の件

1. 提案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第11章 政策保有株式

(政策保有株式の目的の検証と結果の開示)

第41条 (1) 当社は、当社が保有する政策保有株式の保有目的が、政策保有株式の保有によって実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年1回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、当該株式の売却を希望する旨を伝える。

(2) 当社は、前項の発行会社への売却の打診に対して得られた発行会社からの回答の内容を、発行会社ごとに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書で開示する。

2. 提案の理由

提案株主は、政策保有株式は一切保有するべきでなく、また、政策保有株式の保有と取引関係には何の因果関係もないと考えている。

実際に、当社が保有する政策保有株式のほぼ全ての発行会社はCGC補充原則1-4-1をコンプライしている上、提案株主から発行会社に対して行った問い合わせに対しては、トヨタ紡織株式会社を含めた複数社から、株式保有と取引の関係性を否定する回答を受領した。

従って、2021年3月期の有価証券報告書において、当社が開示した政策保有株式の保有目的である「取引維持と拡大」や「業務連携」等は誤りであると考えている。

上記の発行会社からの回答も踏まえて、本株主提案では、当社が開示する政策保有株式の保有目的が実際に果たされているのかを再検証することを求めている。そして、保有目的が果たされていない政策保有株式については、保有の合理性が認められないため、CGCに従い縮減する方針とすべきである。

◆取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

◆反対の理由

当社は、当社グループが自動車部品メーカーとしてグローバル競争を勝ち抜き、今後も持続的に成長していくためには、様々なステークホルダーとの協力関係が不可欠であり、事業環境や事業戦略上の要請から保有している政策保有株式については、今後、事業のために必要と考えるものは合理的な範囲で保有を継続する一方で、事業の新化や進化に合わせて縮減を含めて保有内容を変更することを、政策保有株式に関する基本的な方針としております。具体的には、上場株式につきましては、「政策保有株式の残高を連結純資産の10%未満にする」ことを基本的な方針とし、取締役会において、保有目的や経済合理性等を具体的に精査・勘案し、個別銘柄毎の保有の適否を検証しております。

当社は、上記の方針に則り、取締役会において個別銘柄毎の保有の適否の検証を行い、その結果、2022年3月期においては5銘柄の全株式（総額1,482百万円）の売却を実施し、2022年3月末における政策保有株式の残高は、連結純資産比9.3%まで縮減しております。2023年3月期を含め、今後も取締役会において政策保有株式の保有目的や経済合理性等を具体的に精査・勘案したうえで個別銘柄毎の保有の適否を検証していく所存であり、併せて、個別銘柄毎の保有の適否の検証やその保有目的及び売却に関する方針の説明を通じ、政策保有株式の保有・縮減について株主様のご理解を得るべく努めてまいります。

このように、当社では上記方針及び取組みを通じ、個別銘柄毎にその保有や売却の検討及び判断を重ねている最中であり、本提案の内容のように、当社の意向及び発行会社の意向にかかわらず売却の意向を発行会社に伝え、発行会社側の反応を含めて開示するよう義務付けることは、当社や当社のステークホルダーにとって必ずしも適切なアプローチであるとは言えず、個別銘柄毎の保有目的やその効果、また経済合理性等を具体的に精査・勘案し、保有の意義について取締役会で議論のうえ、決定していく現在の方針を維持することが適切であり、本提案が定款の規定とすることを求める内容は、会社の根本規範である定款に記載するにはなじまないものと考えております。

よって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種によりコロナとの共生が進むなか、一部に回復の動きが見られたものの、半導体不足の影響や、物流費・原材料価格の高騰により、依然として先行き不透明な状況が続いております。海外におきましては、経済活動の段階的な再開により回復の兆しが見られたものの、2021年末からの感染急拡大、中国の不動産市場の冷え込みや、ゼロコロナ政策下の経済活動抑制、ロシアのウクライナに対する軍事侵攻の影響等、こちらも先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが関連する自動車業界におきましては、世界の自動車販売台数がコロナ危機前の水準へ回復傾向にあるものの、世界的な半導体不足による生産活動の停止により、国内の新車販売台数は2011年以来となる450万台を割り込みました。

また、カーボンニュートラルを中心とした環境問題への取組みの動きが急激に加速し、自動車業界は電動化を加速させ、電気自動車（EV）の新車販売台数が初めてハイブリッド車（HV）を上回りました。

当期の主な活動といたしましては、日本・中南米・北米を中心に構造改革をはじめとする収益構造の改善、モノづくり競争力の強化によるコスト低減活動に取組み、事業のスリム化・効率化、徹底的なコスト低減をグローバルで進め、収益性向上に努めております。また、3つの“シンカ”「深化」「進化」「新化」により事業ポートフォリオを変革すべく、「深化」ではフロントシートの骨格であるTTK-Xフレームや機構部品、トリムカバー、一体発泡といった部品ビジネスの受注が決まり量産に向けた活動が始まっております。「進化」では空間プロデューサーとして異業種とのコラボレーション活動を進め、将来モビリティにおける新しい空間体験価値の企画・提案を行っており、「新化」では新組織を発足し、オープンイノベーション活動をスタートさせました。また、カーボンニュートラルへの取組みとしては中国、メキシコで太陽光発電パネルを設置し、国内では既に稼働している技術モノづくりセンターに加え複数の工場への導入に向け取組んでおります。

このような経営環境のもと、当期における業績は、売上高は2,064億4千1百万円と前年同期比4.0%増となり、これに伴い営業損失は42億3百万円（前年同期は営業損失77億5千3百万円）、経常損失は35億3千6百万円（前年同期は経常損失72億7千万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は20億5千9百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失137億1百万円）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」といいます。）等の適用により、売上高は228億2千4百万円減少しております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①日本

売上高は807億6千3百万円（前年同期比8.7%減）、営業損失は16億8千4百万円（前年同期は営業損失22億3千6百万円）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は228億2千4百万円減少しております。

②北米

売上高は384億9千2百万円（前年同期比31.0%増）、営業損失は24億5千4百万円（前年同期は営業損失21億8千2百万円）となりました。

③中南米

売上高は514億2千万円（前年同期比24.9%増）、営業損失は16億2千7百万円（前年同期は営業損失40億1千万円）となりました。

④欧州

売上高は11億1千万円（前年同期比89.1%増）、営業利益は1億3千3百万円（前年同期比350.0%増）となりました。

⑤中国

売上高は326億2千9百万円（前年同期比13.5%減）、営業利益は19億6千9百万円（前年同期比73.1%増）となりました。

⑥東南アジア

売上高は20億2千5百万円（前年同期比74.8%増）、営業損失は3億4千2百万円（前年同期は営業損失6億6千1百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

新規受注及びモデルチェンジ等に伴う生産設備を中心に、総額45億3百万円を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得及び処分

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループが関連する自動車業界におきましては、自動運転や電動化など多様な技術革新により、業界を取巻く環境は加速度的に変貌しており、技術競争は熾烈を極める状況です。また、競争力を高めるには、将来を見据えた新たな技術開発力やモノづくり力をグローバルで強化していくことが求められております。

このような環境に対応し、お客様の期待・ニーズに対してフレームを含めたシート開発業務ができ、グローバルで生産できる『グローバル・シート・システム・クリエイター』としてお客様からの信頼をベースに『選ばれ続ける企業』となることが当社グループの目指す方向であります。

そのために、以下を重点活動方針に掲げ取り組んでまいります。

- ①効率的なモノづくり活動により、お客様にとって価値のある技術・コスト競争力を備えた提案を生み出し、受注に繋げられるマーケティング・販売活動を推進する。
- ②モノづくり業務プロセスの各々の業務品質の改善、モノづくりチーム一体となったフロントローディング活動の徹底及び適切なプログラムマネジメントにより目標とするQCTを達成した商品とサービスを提供する。
- ③地域事業本社及び各事業会社における諸活動をより効率的に促進するために、リージョン・グローバル本社機能が連携を深めスピード感のあるグローバルPDCAサイクルマネジメントを実行する。

また、グローバル競争に打ち勝ち、企業価値を向上させるため、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります。

株主の皆様には今後とも、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

項 目	期 別	第67期 (2019年3月期)	第68期 (2020年3月期)	第69期 (2021年3月期)	第70期 (当期) (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)		300,530	282,302	198,500	206,441
経 常 利 益 又 は 損 失 (△) (百万円)		7,049	1,080	△7,270	△3,536
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円) 又 は 純 損 失 (△)		1,951	△1,567	△13,701	△2,059
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) 又 は 純 損 失 (△)		55.30	△45.54	△400.53	△60.19
総 資 産 (百万円)		173,433	162,171	150,994	158,997
純 資 産 (百万円)		97,506	91,980	78,670	79,181
1 株 当 た り 純 資 産 (円)		2,644.92	2,498.85	2,119.66	2,129.09

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は純損失は期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 第67期は、国内中心に販売が堅調に推移したことから、売上高は増加となりましたが、国内外での販売製品構成の変化や新興国通貨安に伴う為替変動の影響等により、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は減少しました。
3. 第68期は、国内外ともに総じて販売が落ち込み、売上高は減少しました。また、売上高減少の影響に加え、販売製品構成変化の影響や新型車向け製品の量産準備費用及び研究開発費の増加等により、経常利益は減少、親会社株主に帰属する当期純損失となりました。
4. 第69期は、新型コロナウイルス感染症の拡大影響と世界的な半導体供給不足による自動車生産減少の影響を受け、売上高は減少しました。これに伴い経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失となりました。
5. 第70期の状況は、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

名 称	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社TF-METAL	50 百万円	100.0%	日本における自動車座席部品の開発、製造、販売
株式会社Nui Tec Corporation	325 百万円	100.0	日本における自動車座席用縫製部品の製造、販売
株式会社タチエスH&P	40 百万円	100.0	日本における各種バネ・自動車等座席部品・医療用ベッドの製造、販売
株式会社TF-METAL磐田	15 百万円	100.0 (100.0)	日本における自動車座席部品の製造、販売
株式会社TF-METAL九州	10 百万円	100.0 (100.0)	日本における自動車座席部品の製造、販売
株式会社TF-METAL東三河	10 百万円	100.0 (100.0)	日本における自動車座席部品の製造
TACHI-S Engineering U.S.A., Inc.	43 百万USD	100.0	北米における営業、開発業務及び統括管理
TF-METAL Americas Corporation	0 百万USD	100.0 (100.0)	米州における統括管理、開発
SETEX, Inc.	5 百万USD	51.0 (51.0)	米国における自動車座席の製造、販売
TACHI-S Automotive Seating U.S.A., LLC	22 百万USD	100.0 (100.0)	米国における自動車座席の製造、販売
TF-METAL U.S.A., LLC	10 百万USD	100.0 (100.0)	米国における自動車座席部品の製造、販売
TACHI-S Canada, Ltd.	12 百万CAD	100.0 (100.0)	カナダにおける統括管理
TACHI-S Engineering Latin America, S.A. de C.V.	2,184 百万MXN	100.0 (100.0)	中南米における開発業務及び統括管理
Industria de Asiento Superior, S.A. de C.V.	26 百万USD	100.0 (19.2)	メキシコにおける自動車座席・座席部品の製造、販売
SETEX Automotive Mexico, S.A. de C.V.	24 百万USD	95.0 (95.0)	メキシコにおける自動車座席の製造、販売
TF-METAL Mexico, S.A. de C.V.	27 百万USD	100.0 (100.0)	メキシコにおける自動車座席部品の製造、販売
TACHI-S Brasil Industria de Assentos Automotivos Ltda.	275 百万BRL	100.0 (100.0)	ブラジルにおける自動車座席の製造、販売

名 称	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
TACHI-S Engineering Europe S.A.R.L.	23 百万EUR	100.0	欧州における営業、開発業務及び自動車座席部品の製造、販売
泰極愛思（中国）投資有限公司	259 百万RMB	100.0	中国における営業、開発業務及び統括管理
武漢東風泰極愛思安道拓汽車座椅有限公司	43 百万RMB	50.0	中国における自動車座席の製造、販売
広州泰李汽車座椅有限公司	66 百万RMB	51.0	中国における自動車座席の製造、販売
湖南泰極愛思汽車座椅有限公司	40 百万RMB	51.0 (51.0)	中国における自動車座席の製造、販売
襄陽東風李爾泰極愛思汽車座椅有限公司	30 百万RMB	51.0 (51.0)	中国における自動車座席の製造、販売
泰極（広州）汽車内飾有限公司	38 百万RMB	100.0	中国における自動車座席用縫製部品の製造、販売
泰極愛思（武漢）汽車内飾有限公司	35 百万RMB	100.0 (100.0)	中国における自動車座席用縫製部品の製造、販売
浙江泰極愛思汽車部件有限公司	142 百万RMB	82.8 (82.8)	中国における自動車座席用フレーム部品の製造、販売
広州泰昌汽車部件有限公司	40 百万RMB	85.0 (51.0)	中国における自動車座席部品の製造、販売
浙江泰極信汽車部件有限公司	251 百万RMB	82.8 (45.5)	中国における自動車座席部品の製造、販売
浙江富昌泰汽車零部件有限公司	109 百万RMB	82.8 (82.8)	中国における自動車座席部品の製造、販売
TACHI-S (Thailand) Co., Ltd.	771 百万THB	100.0	東南アジア、インドにおける統括管理
TACHI-S Automotive Seating (Thailand) Co., Ltd.	153 百万THB	100.0	タイにおける自動車座席・座席部品の製造、販売

- (注) 1. 当社の出資比率欄の（ ）内数字は、当社の子会社の出資比率を内数で示しております。
2. 連結子会社であったPT.TACHI-S Indonesiaは、清算が終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

③特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

自動車座席・座席部品の製造及び販売

(12) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

① 当社

本 社	東京都昭島市松原町3丁目3番7号	
技術センター	技術・モノづくりセンター（東京都青梅市） 技術センター愛知（愛知県安城市）	
工 場	愛知工場（愛知県安城市） 青梅工場（東京都青梅市） 平塚工場（神奈川県平塚市）	武蔵工場（埼玉県入間市） 栃木工場（栃木県下野市） 鈴鹿工場（三重県鈴鹿市）

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社TF-METAL	静岡県湖西市
株式会社Nui Tec Corporation	東京都青梅市
株式会社タチエスH&P	東京都青梅市
株式会社TF-METAL磐田	静岡県磐田市
株式会社TF-METAL九州	大分県中津市
株式会社TF-METAL東三河	愛知県新城市
TACHI-S Engineering U.S.A., Inc.	米国 ミシガン州
TF-METAL Americas Corporation	米国 ミシガン州
SETEX, Inc.	米国 オハイオ州
TACHI-S Automotive Seating U.S.A., LLC	米国 テネシー州
TF-METAL U.S.A., LLC	米国 ケンタッキー州
TACHI-S Canada, Ltd.	カナダ ノバスコシア州

名 称	所 在 地
TACHI-S Engineering Latin America, S.A. de C.V.	メキシコ アグアスカリエンテス州
Industria de Asiento Superior, S.A. de C.V.	メキシコ アグアスカリエンテス州
SETEX Automotive Mexico, S.A. de C.V.	メキシコ グアナファト州
TF-METAL Mexico, S.A. de C.V.	メキシコ アグアスカリエンテス州
TACHI-S Brasil Industria de Assentos Automotivos Ltda.	ブラジル リオデジャネイロ州
TACHI-S Engineering Europe S.A.R.L.	フランス ムードン・ラ・フォレ市
泰極愛思（中国）投資有限公司	中国 広東省
武漢東風泰極愛思安道拓汽車座椅有限公司	中国 湖北省
広州泰李汽車座椅有限公司	中国 広東省
湖南泰極愛思汽車座椅有限公司	中国 湖南省
襄陽東風李爾泰極愛思汽車座椅有限公司	中国 湖北省
泰極（広州）汽車内飾有限公司	中国 広東省
泰極愛思（武漢）汽車内飾有限公司	中国 湖北省
浙江泰極愛思汽車部件有限公司	中国 浙江省
広州泰昌汽車部件有限公司	中国 広東省
浙江泰極信汽車部件有限公司	中国 浙江省
浙江富昌泰汽車零部件有限公司	中国 浙江省
TACHI-S (Thailand) Co., Ltd.	タイ バンコク都
TACHI-S Automotive Seating (Thailand) Co., Ltd.	タイ バンコク都

（注）所在地欄には本社所在地を記載しております。

(13) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
11,426名	995名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。上記には臨時雇用者等1,231名は含んでおりません。
 2. 減少の主な要因は、Industria de Asiento Superior, S.A. de C.V.において構造改革を実施したことによるものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,225名	52名減	38.1歳	14.2年

- (注) 従業員数は就業人員であります。上記には臨時雇用者等60名は含んでおりません。

(14) 主要な借入先（2022年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	18,249
株式会社三菱UFJ銀行	2,223
日本生命保険相互会社	500
三井住友信託銀行株式会社	300
株式会社りそな銀行	200
明治安田生命保険相互会社	200
MUFGバンク（メキシコ）	158

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 当社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 140,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 35,242,846株 (自己株式 629,684株を含む)
 (3) 株主数 6,662名 (前期末比 8,649名減)
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,757 ^{千株}	13.74 [%]
INTERTRUST TRUSTEES CAYMAN LIMITED AS TRUSTEE OF JAPAN-UP UNIT TRUST	2,316	6.69
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,940	5.61
トヨタ紡織株式会社	1,521	4.39
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,518	4.39
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C USL NON-TREATY	1,141	3.30
河西工業株式会社	905	2.62
齊藤 静	805	2.33
タチエス取引先持株会	779	2.25
株式会社三井住友銀行	750	2.17

(注) 持株比率は自己株式（629,684株）を控除して計算しております。なお、当社は業績連動型株式報酬制度を導入しており、本制度に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式390,698株は自己株式に含めておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

(7) その他当社が保有する株式に関する事項

①政策保有株式に関する方針

当社は、当社グループが自動車部品メーカーとしてグローバル競争を勝ち抜き、今後も持続的に成長していくためには、様々なステークホルダーとの協力関係が不可欠であり、事業環境や事業戦略上の要請から保有している政策保有株式については、今後、事業の「深化」のために必要と考えるものは合理的な範囲で保有を継続する一方で、事業の「新化」や「進化」に合わせ縮減を含めて保有内容を変更することを、政策保有株式に関する基本的な方針としております。具体的には、上場株式につきましては、「政策保有株式の残高を連結純資産の10%未満にする」ことを基本的な方針とし、取締役会において、保有目的や経済合理性等を具体的に精査・勘案し、個別銘柄毎の保有の適否を検証しております。

②縮減状況

2021年度に売却した上場株式の銘柄数は5銘柄、売却額は14億8千2百万円となり、2019年度から2021年度までに縮減した上場株式の銘柄は5銘柄、非上場株式は1銘柄となりました。その結果、株式の銘柄数は2019年3月末時点の28銘柄から、2022年3月時点では22銘柄へ減少しております。

③政策保有株式の貸借対照表上の合計（2022年3月31日現在）

項目	期別	第68期 (2020年3月期)	第69期 (2021年3月期)	第70期 (2022年3月期)
銘柄数		28	27	22
貸借対照表上の合計額(百万円)		6,809	8,752	7,396
連結貸借対照表に占める割合(%)		7.4	11.1	9.3

④政策保有株式に係る議決権行使の基準

政策保有株式の議決権行使にあたっては、投資先企業の中長期的な企業価値向上が株主利益への向上にも繋がるものであることを前提とし、株主への還元方針、コーポレートガバナンスや企業の社会的責任への取組み等総合的観点から議決権を行使します。

(注) みなし保有株式はありません。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 当社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 最高経営責任者	なか やま た ろう 中 山 太 郎	
代表取締役社長 (最高執行責任者)	○ やま もと ゆう いち ろう 山 本 雄 一 郎	グローバル本社担当、品質統括部門長
取 締 役 相 談 役	さい どう きよし 齊 藤 潔	
取 締 役 (執 行 役 員)	○ あり しげ くに お 有 重 邦 雄	モノづくり部門長
取 締 役 (執 行 役 員)	○ た むら かず み 田 村 一 美	ビジネス部門長、第二事業グループ長
取 締 役 (執 行 役 員)	○ こ まつ あつ し 小 松 篤 司	経営統括部門長、コンプライアンス・CSR担当
社 外 取 締 役	きの した とし お 木 下 俊 男	グローバルプロフェッショナルパートナーズ株式会社 代表取締役社長 株式会社海外需要開拓支援機構 社外監査役 パナソニック株式会社 社外監査役 株式会社ADKホールディングス 社外取締役 監査等委員会委員長 デンカ株式会社 社外取締役 監査等委員
社 外 取 締 役	み はら ひで たか 三 原 秀 哲	長島・大野・常松法律事務所 パートナー
社 外 取 締 役	なが お よし おき 永 尾 慶 昭	株式会社やまびこ 相談役
常 勤 監 査 役	まつ い なお ずみ 松 井 尚 純	
常 勤 監 査 役	き むら まさ と 木 村 正 人	
社 外 監 査 役	まつ お しん すけ 松 尾 慎 祐	さくら共同法律事務所 パートナー
社 外 監 査 役	お ざわ のぶ おき 小 澤 伸 光	小沢公認会計士事務所 代表 税理士法人小沢会計事務所 代表社員 学校法人明星学苑 理事 公益財団法人たましん地域文化財団 監事 多摩信用金庫 監事

(注) 1. 監査役松井尚純氏及び社外監査役小澤伸光氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 当社は、社外取締役木下俊男氏、社外取締役永尾慶昭氏、社外監査役小澤伸光氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、社外取締役三原秀哲氏については、東京証券取引所の独立性判断基準に照らして独立性を有しており、独立役員の資格を満たしておりますが、同氏が所属する法律事務所の方針により、当社は同氏を独立役員として届け出ておりません。
3. ○印は執行役員兼務者であり、() 内は執行役員の地位であります。
4. 2021年6月23日開催の第69回定時株主総会において、新たに木村正人氏が監査役に選任され、就任いたしました。
5. 2021年6月23日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって、今野一郎氏が辞任により監査役を退任いたしました。
6. 社外監査役松尾慎祐氏は、当社が法律顧問契約を締結しているさくら共同法律事務所に所属されておりますが、当社が直近事業年度において同事務所へ支払った弁護士報酬は、当社の連結売上高の0.001%未満、同事務所が受領した売上高の0.15%未満と僅少であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。その他の役員の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
7. 女性の活躍推進に向けた取組み
 当社には女性の取締役がおりませんが、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性が活躍できる職場、女性の能力がいかに発揮できる環境の整備を行うため、2024年度末までの目標として下記のとおり行動計画を策定しており、将来、女性の取締役を選任できるよう活動しております。
 - ①新卒採用の女性比率を30%以上にする
 - 1) 女性の採用に不利になる項目がないか検討
 - 2) 採用実績を検討し、問題があれば是正
 - ②女性管理職比率を10%以上にする
 - 1) 社員の自己実現と将来のキャリア形成を支援するための各階層別にコンピテンシー教育プログラムを実施
 - 2) 戦略的な人財配置・育成を促進することを目的としたスキル調査を実施
 - ③グローバルでのキーポジションの明確化
 - 1) グローバル領域で会社の継続的な発展を支える戦略上重要となるポジション(キーポジション)の明確化を行い、次世代を担う人財の芽を女性・外国人・中途採用者の区分けなく育成、プール、配置し、人財の底上げ、確保を図る
 - 2) グローバルでの女性管理職の目標(2024年時点)を2022年度中に設定し、取組みを行う
 - ④その他、柔軟な働き方の促進
 - 1) ペーパーレス活動推進
 - 2) 在宅勤務手当の導入
 - 3) 有給休暇取得率をデータ化し、所属長に取得促進を展開
 - 4) 長期休暇前後に有給休暇取得促進日を設け、年間予定を周知
 - 5) 管理職向けに、有給休暇の半日単位取得を制度化
 - ⑤管理職に占める女性比率の実績と目標

第68期 (2020年3月期)	第69期 (2021年3月期)	第70期 (2022年3月期)	第73期 (2025年3月期)
1.6% (4名/254名)	2.3% (4名/172名)	3.4% (6名/175名)	10% (目標)

8. 2001年6月27日より執行役員制度を導入しております。取締役兼務者以外の執行役員の状況は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執 行 役 員	おのの 野 純 生	中国事業本社社長 泰極愛思（中国）投資有限公司 総経理
執 行 役 員	ゴンサロ・エスパルサ	経営統括部門 グローバル管理グループ長
執 行 役 員	いとう 藤 孝 男	モノづくり副部門長
執 行 役 員	まつ なが しょう 一	モノづくり部門 調達グループ長
執 行 役 員	しし 戸 和 也	中南米事業本社社長 TACHI-S Engineering Latin America, S.A. de C.V. 取締役社長 Industria de Asiento Superior, S.A. de C.V. 取締役社長
執 行 役 員	さい とう まさ お 夫	北米事業本社社長 TACHI-S Engineering U.S.A., Inc. 取締役社長
執 行 役 員	い がわ ひで あき 秋	ビジネス部門 第三事業グループ長
執 行 役 員	く ぼ よし あき 明	モノづくり部門 製品開発グループ長
執 行 役 員	こう まつ しげ お 夫	ビジネス部門 第一事業グループ長
執 行 役 員	むら かみ あき よし 謙	モノづくり部門 生産・技術開発グループ長
執 行 役 員	はら しま とち あき 秋	TF-METAL担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は取締役、監査役及び執行役員であります。また、保険料は全額当社が負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）を定めており、その概要は、以下のとおりです。

当社取締役の報酬は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして機能させることを主眼に、当社企業価値の利益とリスクを株主と共有することを考慮した体系としております。具体的には月額報酬（固定）、賞与及び株式報酬（変動）で構成しております。報酬等の種類ごとの比率は、概ね「固定分」2：「変動分（賞与・株式報酬）」1とし、役位が上位の者ほど変動分の割合を高くしております。なお、社外取締役については、その担う役割に鑑み、賞与及び株式報酬の支給は行いません。

監査役の報酬は、監査役の独立性を担保するため、会社業績に左右される賞与の支給は行わず、月額報酬のみとした報酬体系としております。

また、決定方針の決定方法は、外部調査機関による役員報酬調査等を踏まえ、任意の人事報酬委員会（以下「人事報酬委員会」といいます。）で審議し、その結果を取締役に提案し、決議しております。なお、人事報酬委員会は、独立社外取締役2名を含む6名の取締役で構成すると共に、監査役1名がオブザーバーとして出席し意見を述べる事ができる体制としております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2010年6月25日開催の第58回定時株主総会において、年額280百万円以内（うち社外取締役は年額20百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は1名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月22日開催の第66回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度を導入し、信託による当社株式の取得の原資として、信託期間（3事業年度）ごとに200百万円を上限とした資金を拠出し、3事業年度あたりに取締役に付与されるポイントの合計は、168,000ポイントを上限とする旨を決議いただいております（1ポイントは当社株式1株とします）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役2名と非業務執行取締役1名は対象外）です。

監査役の金銭報酬の額は、2010年6月25日開催の第58回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

③取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社は、取締役・監査役の報酬枠及び取締役賞与は、人事報酬委員会での審議、取締役会での決議を経て、株主総会の決議で決定することとしております。また、取締役及び監査役の個々の報酬は、人事報酬委員会ですべて審議を行ったうえで、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議で、それぞれ決定することとしており、審議プロセスの客観性と透明性を確保していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	186百万円 (19百万円)	167百万円 (19百万円)	－	18百万円	9名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	39百万円 (9百万円)	39百万円 (9百万円)	－	－	5名 (2名)

- (注) 1. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。賞与支給にあたっては、毎年の会社業績、配当、従業員賞与の水準、他社の動向及び中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案して検討を行い、株主総会の決議を経て支給しております。なお、当期の取締役賞与は、上記のとおり総合的に検討を行った結果、支給を実施しないことといたしました。
2. 非金銭報酬等として取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く）に対し、業績連動型株式報酬制度を導入しております。当該株式報酬は、役位別基礎ポイントと業績目標達成ポイントで構成しており、役位別基礎ポイントは役位に応じた固定ポイントとし、業績目標達成ポイントは事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標の達成度合いに応じて算出されたポイントとしております。当初設定した業績指標は中期経営計画最終事業年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」としておりましたが、取締役と株主の皆様との目線をより一層合わせ、利益とリスクを共有するため、2021年度より各事業年度の「連結ROE」とすることといたしました。なお、各ポイントは毎年一定の時期に、取締役会の決議を経て対象者へ支給し、取締役が株式の交付を受ける時期は原則として退任時としております。また、自己都合による辞任、解任等の場合はポイントを失効させることがあります。
3. 上記人数及び報酬等の額には、2021年6月23日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

(6) 社外役員に関する事項

当期における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
木下俊男	社外取締役	当期開催の取締役会14回中14回に出席し、必要に応じ、客観的かつグローバルな見地及び公認会計士としての豊富な経験と専門的知識に基づき発言を行っております。また、当期開催の人事報酬委員会7回中7回に出席し、役員等の人事・報酬に関して審議の充実に貢献する他、社外取締役と全監査役が出席するミーティングでは、取締役会運営上の課題を議論する等、ガバナンスの強化に貢献しております。
三原秀哲	社外取締役	当期開催の取締役会14回中14回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地及び当社グループのガバナンス強化の視点から発言を行っております。また、社外取締役と全監査役が出席するミーティングでは、取締役会運営上の課題を議論する等、ガバナンスの強化に貢献しております。
永尾慶昭	社外取締役	当期開催の取締役会14回中14回に出席し、必要に応じ、経営者としての豊富な経験と幅広い知識から取締役会の適正な意思決定について発言を行っております。また、当期開催の人事報酬委員会7回中6回に出席し、役員等の人事・報酬に関して審議の充実に貢献する他、社外取締役と全監査役が出席するミーティングでは、取締役会運営上の課題を議論する等、ガバナンスの強化に貢献しております。
松尾慎祐	社外監査役	当期開催の取締役会14回中14回に、また、監査役会11回中11回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。また、社外取締役と全監査役が出席するミーティングでは、取締役会運営上の課題を議論する等、ガバナンスの強化に貢献しております。
小澤伸光	社外監査役	当期開催の取締役会14回中14回に、また、監査役会11回中11回に出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また、社外取締役と全監査役が出席するミーティングでは、取締役会運営上の課題を議論する等、ガバナンスの強化に貢献しております。

(注) 社外取締役永尾慶昭氏は2021年6月に人事報酬委員会委員に就任してからの出席回数となります。

5. 当社の会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当期に係る報酬等の額	54百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(6) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(7) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分に関する基本方針は、主たる配当の財務指標としてDOE（連結自己資本配当率）を採用すると共に、キャッシュフロー、中長期的に健全な財務基盤の維持などを総合的に勘案し、2024年度にDOE 4%を目標として積極的な株主還元を実施していくこととしております。

なお、当社は、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定め、中間、期末の年2回、配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当金は、上記の方針に則り、取締役会決議により、1株当たり普通配当31.8円とさせていただきます。この結果、既に実施しております中間配当金1株当たり31.8円と合わせまして、当期の年間配当金は63.6円となります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	93,994	流動負債	65,081
現金及び預金	32,046	支払手形及び買掛金	34,549
受取手形	3,715	短期借入金	15,499
売掛金	36,164	リース債務	787
有価証券	361	未払法人税等	916
商品及び製品	2,666	未払費用	8,744
仕掛品	749	その他	4,584
原材料及び貯蔵品	13,254	固定負債	14,734
その他	5,077	長期借入金	6,500
貸倒引当金	△42	リース債務	2,242
固定資産	65,003	繰延税金負債	3,126
有形固定資産	36,756	役員退職慰労引当金	11
建物及び構築物	11,257	株式給付引当金	191
機械装置及び運搬具	10,898	退職給付に係る負債	1,698
土地	6,565	資産除去債務	247
建設仮勘定	3,717	その他	718
その他	4,317	負債合計	79,816
無形固定資産	1,302	(純資産の部)	
投資その他の資産	26,944	株主資本	63,577
投資有価証券	12,733	資本金	9,040
長期貸付金	11	資本剰余金	8,713
繰延税金資産	4,703	利益剰余金	47,285
退職給付に係る資産	1,175	自己株式	△1,462
その他	8,748	その他の包括利益累計額	9,285
貸倒引当金	△427	その他有価証券評価差額金	1,215
		為替換算調整勘定	7,938
		退職給付に係る調整累計額	131
		非支配株主持分	6,318
		純資産合計	79,181
資産合計	158,997	負債・純資産合計	158,997

連結損益計算書 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		206,441
売上原価		193,573
売上総利益		12,867
販売費及び一般管理費		17,071
営業損失 (△)		△4,203
営業外収益		
受取利息	308	
受取配当金	212	
持分法による投資利益	1,339	
その他	583	2,443
営業外費用		
支払利息	288	
為替差損	818	
その他	669	1,776
経常損失 (△)		△3,536
特別利益		
固定資産売却益	3,042	
投資有価証券売却益	1,158	4,201
特別損失		
固定資産処分損	108	
減損損失	684	
子会社清算損	386	
特別退職金	146	
事業構造改善費用	110	1,436
税金等調整前当期純損失 (△)		△772
法人税、住民税及び事業税法 法人税等調整額		1,803 △830
当期純損失 (△)		△1,745
非支配株主に帰属する当期純利益		314
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△2,059

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	41,021	流動負債	36,962
現金及び預金	5,758	支払手形	11
電子記録債権	2,634	電子記録債権	1,919
売掛金	17,914	買掛金	13,952
商品及び製品	278	短期借入金	11,665
仕掛品	2,775	1年内返済予定の長期借入金	2,000
原材料及び貯蔵品	3,763	関係会社短期借入金	4,598
前渡金	1,171	未払金	157
前払金	1,394	未払費用	2,181
短期貸付金	15,269	未払法人税等	218
その他の金	1,180	預り金	83
貸倒引当金	△11,119	設備関係支払手形	118
固定資産	51,286	前受収益	31
有形固定資産	9,370	その他の	22
建物	4,407	固定負債	8,159
構築物	90	長期借入金	6,500
機械及び装置	1,059	繰延税金負債	648
車両運搬具	3	株式給付引当金	191
工具器具備品	332	資産除去債務	247
土地	3,435	その他の	571
建設仮勘定	42	負債合計	45,121
無形固定資産	485	(純資産の部)	
ソフトウェア	469	株主資本	45,972
その他の	16	資本金	9,040
投資その他の資産	41,430	資本剰余金	8,604
投資有価証券	7,417	資本準備金	8,592
関係会社株式	24,680	その他資本剰余金	12
出資金	0	利益剰余金	29,790
関係会社出資金	8,564	利益準備金	480
長期貸付金	6	その他利益剰余金	29,309
長期前払費用	6	圧縮記帳積立金	20
前払年金費用	267	別途積立金	15,000
その他の	491	繰越利益剰余金	14,289
貸倒引当金	△4	自己株式	△1,462
		評価・換算差額等	1,213
		その他有価証券評価差額金	1,213
資産合計	92,307	純資産合計	47,186
		負債・純資産合計	92,307

損益計算書 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		75,183
売上原価		71,194
売上総利益		3,988
販売費及び一般管理費		5,779
営業損失 (△)		△1,790
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,521	
その他の	309	3,831
営業外費用		
支払利息	114	
為替差損	454	
貸倒引当金繰入	7,310	
その他の	48	7,929
経常損失 (△)		△5,888
特別利益		
固定資産売却益	3,004	
投資有価証券売却益	1,158	4,163
特別損失		
固定資産処分損	17	
減損損失	529	
事業構造改善費用	22	569
税引前当期純損失 (△)		△2,294
法人税、住民税及び事業税		522
法人税等調整額		34
当期純損失 (△)		△2,852

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社 タチエス
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊 藤 剛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千 葉 達 哉

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タチエスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タチエス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社 タチエス
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 剛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 千 葉 達 哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タチエスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- 1) 監査役会は、監査の方針、当期の監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、当期の監査計画等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、取締役及び使用人等からその構築と運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に関わる内部統制については、取締役及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び取り組みについては、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認すると共に、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
また、そのための取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2022年5月13日

株式会社タチエス 監査役会

常勤監査役	松 井 尚 純	Ⓔ
常勤監査役	木 村 正 人	Ⓔ
社外監査役	松 尾 慎 祐	Ⓔ
社外監査役	小 澤 伸 光	Ⓔ

以 上

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
定時株主総会	毎年6月
基準日	定時株主総会 毎年3月31日 期末配当 毎年3月31日 中間配当 毎年9月30日 その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めます。
単元株式数	100株
株主名簿管理人及び 特別口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

住所変更、その他お問い合わせ先

	証券会社に口座を開設されている株主様	証券会社に口座を開設されていない株主様 (特別口座に記録されている株主様)
郵送物送付先	お取引の証券会社	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号		0120-782-031 (フリーダイヤル)
取次窓口		三井住友信託銀行株式会社 全国各支店

未受領の配当金につきましては、三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

期末配当金のお支払いについて

当社は、定款の規定により、2022年5月13日開催の取締役会において、期末配当金を1株当たり普通配当31.8円とし、効力発生日（支払開始日）を2022年6月3日とすることを決議いたしました。

2021年12月に1株当たり31.8円の間配当金をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株当たり63.6円となります。

期末配当金につきましては、同封の「期末配当金領収証」により、払渡しの期間内（2022年6月3日から2022年7月8日まで）に最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局でお受け取りください。

また、配当金の口座振込をご指定の方は同封の「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方は同封の「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」をご確認ください。

株主優待制度について

2021年11月12日に公表いたしました「株主優待制度の廃止に関するお知らせ」のとおり、2021年3月31日時点の株主名簿に記載又は記録された、当社株式1単元（100株）以上を保有されている株主の皆様を対象に実施した株主優待をもちまして、株主優待制度を廃止させていただきました。

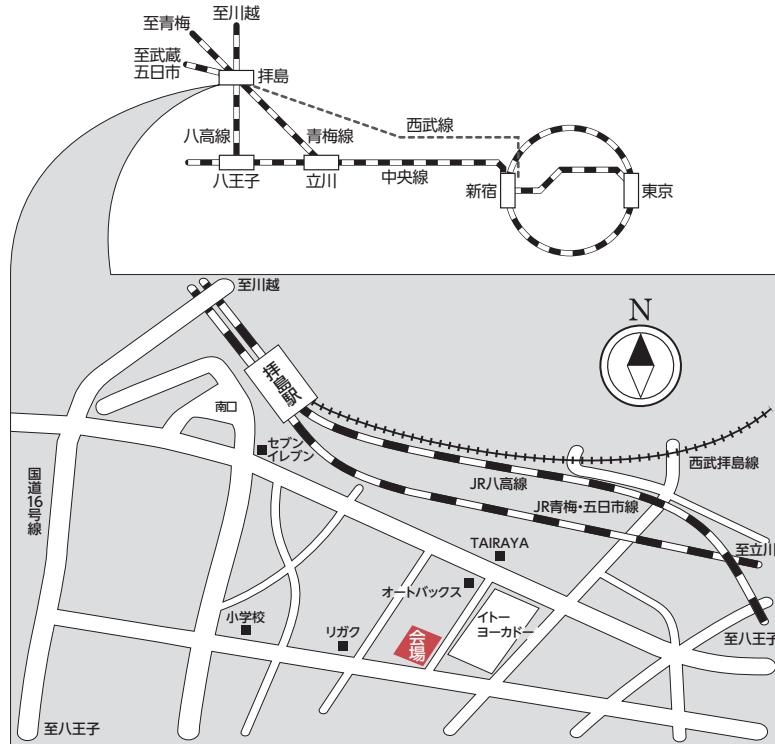
今後も株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と位置づけ、企業価値の向上に取り組んでまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

決議通知について

定時株主総会の決議結果につきましては、定時株主総会終了後にインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tachi-s.co.jp/>) に掲載いたします。なお、当該開示をもって決議通知に代えさせていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

株主総会会場ご案内図

会場：東京都昭島市松原町3丁目3番7号
株式会社タチエス 本社3階講堂



交通：JR青梅・五日市・八高線、西武拝島(新宿)線
拝島駅下車 南口より徒歩約15分

※駐車台数には限りがありますので、お車でのご来場はご遠慮
くださいますようお願い申し上げます。

